

『愛玩動物看護師カリキュラム準拠教科書 10 巻
適正飼養指導論/動物生活環境学/ペット関連産業概論』
(第 1 版第 6 刷)
訂正とお詫び

掲載記事中、以下の記述に誤りがございました。ここに訂正させていただくとともに読者の皆様および関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

株式会社 EDUWARD Press

2026 年 6 月 16 日

頁	記事タイトル	該当箇所	誤	正
p. vii	執筆者		松原 賢 帝京科学大学 講師	松原 賢 帝京科学大学 非常勤 講師
p. 305	ペット関連産業 概論第 4 章動物 取扱業	ここが POINT 下から 2 行目	動物取扱者業	動物取扱業
p. 306	ペット関連産業 概論第 4 章動物 取扱業	左段下から 4 行目	「動物の保護及び愛護に関する 法律」	「動物の保護及び 管理 に関する 法律」
p. 308	ペット関連産業 概論第 4 章動物 取扱業	左段下から 1 行目	・繁殖にかかる獣医師立の会い	・繁殖にかかる獣医師の 立ち会 い
p. 315	ペット関連産業 概論第 4 章動物 取扱業	左段最下行～右段上か ら 3 行目	・犬：1 人あたり繁殖犬 15 頭、 販売犬等 20 頭が上限 ・猫：1 人あたり繁殖猫 25 頭、 販売猫等 30 頭が上限	・犬：1 人あたり 20 頭（うち繁 殖犬 15 頭） が上限 ・猫：1 人あたり 30 頭（うち繁 殖猫 25 頭） が上限